

## 財団法人日本学生航空連盟公印管理規程

(目的)

第1条 この規程は財団法人日本学生航空連盟（以下「この法人」という）における公印の適正な使用及び管理を行うために定める。

(公印の定義)

第2条 この規程において公印とは、この法人が発行し又は受理する文書、証憑等で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等の際し、この法人名又は職名で証明のために押す印章をいう。

(公印の種類及び保管・押印責任者)

第3条 公印の種類は以下のとおりとする。

- ① 会長印
- ② 専務理事印
- ③ 連盟印
- ④ 銀行口座登録印

2 公印の保管・押印に関する責任者（以下「公印管理者」という）は、事務局長とする。

(公印の管理)

第4条 公印は、公印管理者が保管し、特別の事情により会長又は専務理事が認めた場合を除き、保管場所から持ち出してはならない。

2 公印管理者は、出勤及び退出の際、公印の異常の有無を点検し、紛失又は破損の事故のあったときは、直ちに改印その他必要な手続きにつき、専務理事の指示を仰がなければならない。

3 公印は、盗難及び不正使用のないようすべて印章箱に納めて保管し、勤務時間外にあっては金庫その他確実な保管設備のあるものに保管し、かつ施錠しておかなければならない。

(公印管理者の代理)

第5条 前条第1項に規定する公印管理者に事故があるとき又は欠けたときは、公印管理者があらかじめ指定した者に、その事務を代行させるものとする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第6条 公印の新調、改刻及び廃止は、会長の承認を得て事務局長が行う。

2 改刻及び廃止した公印は、会長の決裁を受け、事務局長が焼却又は裁断の方法により廃棄するものとする。

(公印の登録及び改廃の記録)

第7条 公印管理者は公印を新調したとき、ただちに公印登録簿（第1号様式）にその印影を登録、保管しなければならない。また、改廃した場合にもその記録を公印登録簿に記載しなければならない。

(印章の使用)

第8条 公印の押印は会長又は専務理事が直接行うか、或いはその指示により、公印管理者が行うものとする。

2 公印の押印を受けようとする者は、押印を受けようとする文書の稟議書のある場合にはその原議を添え、公印管理者の審査を受けなければなら

ない。

- 3 公印管理者は、前項の規定により審査した結果、押印を適当と認めるときは、当該文書に押印し、原議には自己の承認の印を押すものとする。
- 4 公印を受けようとする者は、前項の規定により公印を受けたときは印章使用簿（第2号様式）に必要事項を記載、署名の上、公印管理者の署名を受けなければならない。
- 5 前3項の押印に関する事務について、公印管理者は公印管理者の代行者に命じて、その事務を行わせることができる。

（公印の使用範囲）

第9条 会長印は諸官庁に提出する公文書及び、特に会長印を必要とする文書のみを使用する。

- 2 連盟印は、前項以外の文章で会長が委嘱した事項（金銭出納業務を含む）について使用する。
- 3 会長印、専務理事印、連盟印、銀行口座登録印の具体的な使用範囲は、下記のとおりとする。

①会長印

諸官庁に提出する公式文書、理事会や評議員会の招集通知、各種委員の委嘱と会議の招集通知、職員の任免等の辞令、寄付金、会費の依頼状・請求書や領収書、法人内で会長以上の決裁を必要とする稟議書類、会計処理規程で会長以上の決裁を必要とする契約書など

②連盟印

寄付金、会費などの請求書や領収書、賞状、認定書、礼状などの儀礼的文書

③専務理事印

諸官庁等に提出する意見書、法人内の稟議書類、会計処理規程で専務理事の決裁を必要とする契約書など

④銀行口座登録印

この法人の金融機関口座の登録、決済に関する書類、振り込み依頼書など

（公印の事故報告）

第10条 公印管理者は保管する印章が盗難、紛失その他の事故にあったときは、ただちにその経緯について専務理事に報告するとともに、その指示を受けて所要の措置を講じなければならない。

- 2 前項の公印管理者は所要の措置を講じた後、速やかに盗難、紛失等の経緯及び講じた措置等について会長に報告しなければならない。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、公印に関して必要な事項がある場合には、会長が別に定める。

（附則）

- ・ この規程は2011年9月1日から施行する。
- ・ 公益移行登記後は、表題及び第1条の「財団法人日本学生航空連盟」を「公益財団法人日本学生航空連盟」と読み替える。

・第1号様式（第7条）

公印登録台帳

印章名				印影	
新調又は改刻	年月日	新調 / 改刻 年 月 日			
	理由				
使用開始		年 月 日		用途	
廃止	年月日	年 月 日			
	理由			摘要	

第2号様式（第8条）

公印使用簿 (財) 日本学生航空連盟)

年月日	文書名	宛名	申請者名	連盟印			銀行口座印	専務理事	会長印	事務局 局長確認
				大	中	小				